



熊本県公報

第 1 2 6 6 4 号

平成 29 年 10 月 13 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 種畜証明書の書換交付に伴う通報…………… (畜産課) 1
- 万能塑性加工試験機の物品調達に係る一般競争入札の参加資格等…………… (管理調達課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき事業者の廃止…………… (障がい者支援課) 2
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定…………… (循環社会推進課) 2
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定…………… () 2
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 3
- 道路の供用開始…………… () 3
- 道路の供用開始…………… () 3
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 4

公 告

- 万能塑性加工試験機の物品調達に係る一般競争入札の実施…………… (管理調達課) 4
- 公共測量の実施…………… (監理課) 8
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画課) 8

登 載 依 頼

- 平成 2 9 年度熊本県保健医療推進協議会 (第 2 回) の開催…………… (保健医療推進協議会) 9
- 平成 2 9 年度熊本県保健環境科学研究所外部評価委員会の開催…………… (保健環境科学研究所外部評価委員会) 10
- 政治資金規正法に基づく政治団体の名称等の公表…………… (選挙管理委員会) 10
- 政治資金規正法に基づく政治団体の名称等の公表…………… () 11
- 政治資金規正法に基づく政治団体の名称等の公表…………… () 12
- 政治資金規正法に基づく政治団体の名称等の公表…………… () 13
- 政治資金規正法に基づく政治団体の名称等の公表…………… () 13
- 政治資金規正法に基づく政治団体の名称等の公表…………… () 13

告 示

熊本県告示第 8 8 6 号

家畜改良増殖法 (昭和 2 5 年法律第 2 0 9 号) 第 8 条第 1 項の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換交付した旨の通報を受けたので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 2 9 年 1 0 月 1 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
1 1 3 4 2 0 4 4 1 6 5	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県球磨郡球磨村一勝地丁 1 5 1 2 - 1 株式会社ケイファーム熊本	鹿児島県南さつま市金峰町浦之名 2 0 7 4 番地 南さつま家畜人工授精所

熊本県告示第 8 8 7 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第 3 7 2 号) の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 2 9 年 1 0 月 1 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
万能塑性加工試験機 1 式
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱 (平成 1 8 年熊本県告示第 5 2 1 号。以下「要綱」という。) による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から平成29年10月27日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成32年3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成31年10月1日から平成31年11月30日（熊本県の休日を含める）を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）までに行う。

熊本県告示第888号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成29年10月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
もくせい学園 山鹿市中字村上619-3	社会福祉法人 宥明会 山鹿市中字村上619-3 栗川 亮一	自立訓練 (生活訓練)	平成29年 9月30日
ヘルパーステーション 大輪 宇城市松橋町松橋28-8	合同会社 大輪 熊本市南区平成2丁目4-10 2F 大久保 君城	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護	平成29年 10月31日

熊本県告示第889号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

平成29年10月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 指定区域

- (1) 八代市坂本町荒瀬5249番1、5257番3及び5285番3
- (2) 八代市坂本町荒瀬5132番1、5176番1及び5125番1
- (3) 球磨郡錦町大字木上北字石見1番、3番1、3番2、字台原9番40、字沖野1番6、1番3及び字見帰1番10

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号に定める法第9条第5項（法第9条の3第11項において読み替えて準用する場合を含む。）の確認を受けて廃止された一般廃棄物の最終処分場又は法第15条の2の6第3項において読み替えて準用する法第9条第5項の確認を受けて廃止された産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地

熊本県告示第890号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）

第 1 5 条 の 1 7 第 1 項 の 規 定 に よ り、次 の と お り 指 定 区 域 を 指 定 す る。
 平 成 2 9 年 1 0 月 1 3 日

熊 本 県 知 事 蒲 島 郁 夫

1 指 定 区 域

- (1) 八 代 市 郡 築 三 番 町 1 7 6 番 3 及 び 郡 築 四 番 町 1 3 0 番
- (2) 八 代 市 郡 築 四 番 町 1 2 0 番 2

2 埋 立 地 の 区 分

廃 棄 物 の 処 理 及 び 清 掃 に 関 す る 法 律 施 行 令 (昭 和 4 6 年 政 令 第 3 0 0 号) 第 1 3 条 の 2 第 2 号 に 定 め る 廃 棄 物 の 処 理 及 び 清 掃 に 関 す る 法 律 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 (平 成 9 年 法 律 第 8 5 号) 第 2 条 の 規 定 に よ り 改 正 前 の 廃 棄 物 の 処 理 及 び 清 掃 に 関 す る 法 律 第 9 条 第 3 項 (同 法 第 9 条 の 3 第 6 項 に お い て 読 み 替 え て 準 用 す る 場 合 を 含 む 。) の 規 定 に よ り 廃 止 の 届 出 が あ っ た 一 般 廃 棄 物 の 最 終 処 分 場 又 は 同 法 第 1 5 条 の 2 第 3 項 に お い て 読 み 替 え て 準 用 す る 同 法 第 9 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 廃 止 の 届 出 が あ っ た 産 業 廃 棄 物 の 最 終 処 分 場 に 係 る 埋 立 地

熊 本 県 告 示 第 8 9 1 号

道 路 法 (昭 和 2 7 年 法 律 第 1 8 0 号) 第 1 8 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、次 の と お り 道 路 の 区 域 を 変 更 す る。

そ の 関 係 図 面 は、平 成 2 9 年 1 0 月 1 3 日 か ら 6 0 日 間、熊 本 県 土 木 部 道 路 都 市 局 道 路 保 全 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る。

平 成 2 9 年 1 0 月 1 3 日

熊 本 県 知 事 蒲 島 郁 夫

1 道 路 の 種 類、路 線 名 及 び 区 域 を 変 更 す る 区 間 等

道 路 の 種 類	路 線 名	区 域 を 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
主 要 地 方 道	小 川 泉 線	八 代 市 泉 町 柿 迫 笹 ノ 越 同 所 7 9 3 8 番 地 先 か ら 7 9 3 8 番 地 先 ま で	前	19.6 ～ 24.2	51.6	仮 設 道 路 の 設 置
			後	32.4 ～ 62.8		

2 区 域 を 変 更 す る 期 日 平 成 2 9 年 1 0 月 1 3 日

熊 本 県 告 示 第 8 9 2 号

道 路 法 (昭 和 2 7 年 法 律 第 1 8 0 号) 第 1 8 条 第 2 項 の 規 定 に よ り、次 の と お り 道 路 の 供 用 を 開 始 す る。

そ の 関 係 図 面 は、平 成 2 9 年 1 0 月 1 3 日 か ら 6 0 日 間、熊 本 県 土 木 部 道 路 都 市 局 道 路 保 全 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る。

平 成 2 9 年 1 0 月 1 3 日

熊 本 県 知 事 蒲 島 郁 夫

1 道 路 の 種 類、路 線 名 及 び 供 用 を 開 始 す る 区 間 等

道 路 の 種 類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主 要 地 方 道	小 川 泉 線	八 代 市 泉 町 柿 迫 笹 ノ 越 同 所 7 9 3 8 番 地 先 か ら 7 9 3 8 番 地 先 ま で	55.5	仮 設 道 路 の 設 置

2 供 用 を 開 始 す る 期 日 平 成 2 9 年 1 0 月 1 7 日

熊 本 県 告 示 第 8 9 3 号

道 路 法 (昭 和 2 7 年 法 律 第 1 8 0 号) 第 1 8 条 第 2 項 の 規 定 に よ り、次 の と お り 道 路 の 供 用 を 開 始 す る。

そ の 関 係 図 面 は、平 成 2 9 年 1 0 月 1 3 日 か ら 6 0 日 間、熊 本 県 土 木 部 道 路 都 市 局 道 路 保 全 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る。

平 成 2 9 年 1 0 月 1 3 日

熊 本 県 知 事 蒲 島 郁 夫

1 道 路 の 種 類、路 線 名 及 び 供 用 を 開 始 す る 区 間 等

道 路 の 種 類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主 要 地 方 道	植 木 イン タ ー 菊 池 線	菊 池 市 七 城 町 甲 佐 町 同 所 9 0 番 2 地 先 か ら 9 0 番 6 地 先 ま で	11.6	防 安 交 (交 通 安 全)

	菊池市七城町砂田字間所 1 4 5 5 番 1 3 地先から 同所	9.5
	1 4 5 5 番 2 地先まで	
	菊池市七城町砂田字間所 1 4 5 5 番 1 1 地先から 同所	74.3
	1 4 4 4 番 2 地先まで	

2 供用を開始する期日 平成 2 9 年 1 0 月 1 3 日

熊本県告示第 8 9 4 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 7 号）第 3 条第 1 項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成 2 9 年 1 0 月 1 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

丸尾 B 地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 1 6 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 1 6 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	大字・字	番 地
1	芦北町	天月字丸尾	3 2 4 - 1
2	〃	〃	3 3 5 - 2
3	〃	〃	3 6 1
4	〃	〃	3 7 3 - 2
5	〃	〃	3 7 5 - 5
6	〃	〃	3 7 9 - 6
7	〃	〃	3 7 9 - 3
8	〃	〃	3 8 1
9	〃	〃	3 7 8
1 0	〃	〃	3 7 3 - 1
1 1	〃	〃	3 7 3 - 1
1 2	〃	〃	3 6 1 - 2
1 3	〃	〃	3 6 1 - 2
1 4	〃	〃	3 6 0 - 1
1 5	〃	〃	3 3 8
1 6	〃	〃	3 2 6

公 告

熊本県公告第 6 0 3 号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 6 条の規定により次のとおり公告する。

平成 2 9 年 1 0 月 1 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量
万能塑性加工試験機 1 式
- (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 8 0
ファックス番号 0 9 6 - 3 8 1 - 9 0 1 0
- (3) 調達物品の仕様等
発注仕様書による。
- (4) 納入期限
平成 3 0 年 3 月 2 7 日（火）
- (5) 納入場所
熊本市東区東町三丁目 1 1 - 3 8
熊本県産業技術センター
- (6) 入札方式（紙入札併用案件）

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4 (3) アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1) ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成 29 年 11 月 16 日(木)午後 5 時まで

(4) 提出先

1(2)の入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から平成 29 年 11 月 16 日(木)午後 5 時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び 1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から平成 29 年 11 月 27 日(月)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成 29 年 11 月 24 日(金)午後 5 時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成 29 年 11 月 27 日(月)午前 10 時

(イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

入札関係様式のうくじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成 29 年 11 月 24 日(金)(必着)までに 1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に 1(1)の調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2 回までとする。1 回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の 1 時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからセまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 紙入札による入札において委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 紙入札による入札において記名押印を欠く入札

エ 紙入札による入札において金額を訂正した入札

オ 紙入札による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

カ 明らかに連合によると認められる入札

キ 紙入札による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は 2 人以上の代理をした者の入札

ク 紙入札による入札において 2 以上の意思表示をした入札

ケ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

コ 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 95 条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

サ 電子入札システムによる入札において入札執行(開札)日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者の入札

シ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

ス 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して行った入札
 セ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号。以下「規則」という。）第 89 条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して 10 日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第 10 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して 5 日（熊本県の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

ア 契約保証金を納付する場合

契約をしようとする者は、次の（ア）及び（イ）のとおり、規則第 77 条第 1 項の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の金額（現金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が確実と認める金融機関（銀行を除く。）の保証でも可）を、入札関係様式に定める契約保証金納入書に添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

（ア）納付期限 5 (3) の申出期限

（イ）納入場所 1 (2) の入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合

規則第 78 条の規定により次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

（ア）契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証、保険契約（当該保険の保険期間の終日は、契約期間以降とする。）を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

（イ）契約をしようとする者が、過去 2 年の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。

a 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書

b 添付書類

イ（ア）に該当する場合にあつては、履行保証保険証券

イ（イ）に該当する場合にあつては、入札関係様式に定める履行証明願（書）

c 提出期限 5 (3) の申出期限

d 提出場所 1 (2) の入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班
 電話番号 096-333-2581
 ファックス番号 096-381-9010
 ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。
 くまもと県市町村電子入札コールセンター
 電話番号 096-373-2032
 ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（熊本県の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be purchased:
A complete set of Universal plastic working testing machine.
- (2) Delivery period:
March 27, 2018
- (3) Delivery Place:
Kumamoto Prefectural Industrial Research Center
3-11-38 Higashi Machi, Higashi ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-0901, Japan
- (4) Date and Place for tender:
Date: November 27, 2017 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (5) Name of Department in Charge of Bidding Contract:
Management and Purchasing Division Treasury Bureau
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2580
- (6) Time -limit for tender by mail (Registered only) :
Tender must arrive no later than November 24, 2017
- (7) Other:
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第 604 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により熊本地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公告する。

平成 29 年 10 月 13 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（地図修正作業）	平成 29 年 10 月 10 日から 平成 30 年 3 月 16 日まで	熊本市中央区（平成一丁目の一部、平成二丁目の一部、平成三丁目の一部、萩原町の一部）、熊本市南区（平成一丁目、平成二丁目、平田二丁目の一部、江越一丁目、江越二丁目、十禅寺三丁目の一部、馬渡一丁目、馬渡二丁目、出仲間一丁目の一部、田迎一丁目の一部、田迎二丁目の一部）

熊本県公告第 605 号

山鹿市に事務所を置く山鹿・鹿央土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により公告する。

平成 29 年 10 月 13 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	齊藤 登	山鹿市方保田 1 7 4 4 番地 1
理事	瀬口 義介	山鹿市鍋田 2 9 1 番地
理事	島田 博道	山鹿市久原 7 3 3 番地
理事	皆本 正一	山鹿市山鹿 9 0 8 番地 2 の 1
理事	石川 宗男	山鹿市津留 2 4 7 1 番地 1
理事	中村 義光	山鹿市城 4 6 9 7 番地
理事	宮本 隆春	山鹿市石 1 1 5 4 番地 1
理事	前田 廣行	山鹿市小原 2 7 5 9 番地
理事	立山 秀木	山鹿市鹿央町岩原 2 5 8 7 番地
理事	榊 俊寛	山鹿市鹿央町広 4 4 1 3 番地
理事	前田 光幸	山鹿市鹿央町北谷 6 3 1 番地
理事	守田 計	山鹿市鹿央町千田 1 6 3 9 番地 1
理事	福島 光則	山鹿市鹿央町福里 7 6 7 番地
理事	富田 英二	山鹿市鹿央町持松 2 3 1 5 番地
理事	有働 辰喜	山鹿市鹿央町合里 5 5 6 7 番地 2
監事	河村 一	山鹿市蒲生 1 6 9 3 番地
監事	前田 和彦	山鹿市長坂 8 7 番地
監事	江藤 俊哉	山鹿市鹿央町千田 3 9 4 7 番地
監事	立花 博昭	山鹿市鹿央町千田 1 6 5 2 番地
監事	谷口 一光	山鹿市鹿央町霜野 1 3 3 5 番地
就任		
理事	齊藤 登	山鹿市方保田 1 7 4 4 番地 1
理事	有働 辰喜	山鹿市鹿央町合里 5 5 6 7 番地 2
理事	瀬口 義介	山鹿市鍋田 2 9 1 番地
理事	皆本 正一	山鹿市山鹿 9 0 8 番地 2 の 1
理事	前田 廣行	山鹿市小原 2 7 5 9 番地
理事	松林 光博	山鹿市杉 3 2 5 番地
理事	松永 義光	山鹿市城 1 0 2 6 番地
理事	石川 宗男	山鹿市津留 2 4 7 1 番地 1
理事	尾形 清昭	山鹿市蒲生 1 8 3 7 番地
理事	榊 俊寛	山鹿市鹿央町広 4 4 1 3 番地
理事	続 博明	山鹿市鹿央町合里 1 4 4 5 番地 1
監事	宮本 隆春	山鹿市石 1 1 5 4 番地 1
監事	富田 英二	山鹿市鹿央町持松 2 3 1 5 番地
監事	福山 孝	山鹿市方保田 9 2 9 番地

登載依頼

熊本県保健医療推進協議会公告第 2 号

平成 29 年度熊本県保健医療推進協議会（第 2 回）の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。

平成 29 年 10 月 13 日

熊本県保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成 29 年 10 月 23 日（月）午後 3 時から
- 2 場所
熊本県庁行政棟本館 5 階審議会室
- 3 議題
(1) 第 7 次熊本県保健医療計画の素案について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県保健医療推進協議会事務局（熊本県健康福祉部健康福祉政策課内）
（電話 096-333-2193）

熊本県保健環境科学研究所外部評価委員会公告第 1 号

平成 29 年度熊本県保健環境科学研究所外部評価委員会を次のとおり開催する。
平成 29 年 10 月 13 日

熊本県保健環境科学研究所外部評価委員会

- 1 開催日時
平成 29 年 10 月 23 日 (月) 午後 1 時 30 分から 3 時 30 分まで
- 2 開催場所
宇土市栗崎町 1 2 4 0 - 1
熊本県保健環境科学研究所 講堂
- 3 議題
(1) 重点研究の評価
ア 計画評価
① 動物由来感染症病原体保有状況調査
② S F E - G C / M S / M S による農産物中農薬の一斉分析法に関する研究
イ 中間報告 (計画変更)
① S F T S ウイルスの生態学的研究
(2) 一般研究の内部評価の概要 (報告)
ア 計画評価
① 新たに発見されたヒトアデノウイルスに関する研究
- 4 傍聴者の定員
5 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、委員会の開催予定時刻までに会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
宇土市栗崎町 1 2 4 0 - 1
熊本県保健環境科学研究所外部評価委員会事務局
(熊本県保健環境科学研究所総務課)
電話 0 9 6 4 - 2 3 - 5 7 7 1

熊本県選挙管理委員会告示第 4 4 号

政治資金規正法 (昭和 23 年法律第 194 号) 第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公表する。
平成 29 年 10 月 13 日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

政治団体設立届

- (1) 政党の支部
- (ロ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党 熊本県宇土市 第三支部	西山 宗孝	田尻 正三	熊本県宇土市栄町1番地	○	平成29年8月22日
自由民主党 熊本県菊池郡 第七支部	中村 亮彦	桑住 寿博	熊本県菊池郡菊陽町 津久礼2448-5 渡辺司法ビル1階	○	平成29年7月14日

- (2) その他の政治団体 (政党及び政治資金団体以外の政治団体)
- (イ) 法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (第 1 号)	公職の候補者の氏名及び公職の種類 (第 2 号)	届出年月日
江田康幸後援会	江田 康幸	荒井 茂夫	熊本県熊本市東区 西原1丁目22番40号	衆議院議員	江田 康幸 衆議院議員	平成29年7月3日

- (二) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
一瀬重隆後援会	関 幸次郎	吉田 豊	熊本県玉名市川部田 326-1	平成29年7月7日
金子昌平後援会	金子 昌平	金子 博美	熊本県八代市松江城町 3-13	平成29年6月16日

北岡せいと後援会	北岡 暁斗	北岡 さおり	熊本県八代市上日置町 4791番地2-502	平成29年6月9日
北園武広後援会	白石 桂一	北園 明	熊本県八代市日奈久 新田町2081	平成29年6月2日
清田かずとし後援会	清田 一敏	清田 一敏	熊本県八代郡氷川町 宮原626	平成29年8月1日
熊本県 本田あきこ後援会	廣田 誠介	神田 晴生	熊本県熊本市中央区 萩原町10-6	平成29年6月28日
田中英雄後援会	前田 勝志	村上 浩	熊本県玉名市大浜町 4100	平成29年5月26日
谷川のぼる後援会	谷川 登	田上 高広	熊本県八代市泉町柿迫 2055番地	平成29年5月12日
朋田崇志後援会	朋田 崇志	朋田 孝世	熊本県八代市横手町 1497	平成29年5月31日
中川まさあき後援会	福島 正昭	福島 一代	熊本県玉名郡長洲町 高浜1122-8	平成29年7月19日
中村まさお後援会	中村 正雄	中村 正雄	熊本県玉名郡南関町 関町1340	平成29年5月30日
はしもと徳一郎後援会	遠山 直毅	遠山 直毅	熊本県八代市旭中央通 17-8	平成29年7月27日
はっとり番代後援会	荒尾 智恵子	倉原 謙治	熊本県山鹿市山鹿 587番地	平成29年5月17日
右田けんご後援会	右田 孝利	右田 貴志子	熊本県玉名市立願寺 91-1	平成29年7月3日
山田豊隆後援会	福山 信久	宮嶋 弘行	熊本県葦北郡津奈木町 大字小津奈木114	平成29年5月1日
山本たかあき後援会	山本 敬晃	山本 敬晃	熊本県八代市長田町 3341-1	平成29年6月27日
日本第一党 熊本県本部	石原 明希徳	平瀬 洋一	熊本県玉名郡和水町 下津原1219	平成29年6月19日

熊本県選挙管理委員会告示第45号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年10月13日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

届出事項等の異動届

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党熊本県 熊本市第二十三支部	落水 清弘	主たる事務所の 所在地	熊本県熊本市西区花園 3丁目3-3	熊本県熊本市西区春日 7丁目15-50 601	平成29年3月31日
		会計責任者の 氏名	山本 典之	平田 信幸	平成29年3月31日
自由民主党熊本県 熊本市第四十二支部	寺本 義勝	会計責任者の 氏名	鶴山 夏美	寺本 振武	平成29年7月1日
自由民主党熊本県 ときわ会支部	寺尾 昭一	代表者の氏名	寺尾 昭一	高田 健二	平成29年4月11日
		会計責任者の 氏名	朝田 広之	崎村 純一郎	平成29年4月11日
自由民主党熊本県 林材支部	鞆本 行廣	代表者の氏名	鞆本 行廣	児玉 文雄	平成29年6月1日
自由民主党 津奈木町支部	山田 豊隆	主たる事務所の 所在地	熊本県葦北郡津奈木町 大字小津奈木114	熊本県葦北郡津奈木町 大字岩城2139	平成29年7月25日
		代表者の氏名	山田 豊隆	西川 裕	平成29年7月25日

(2) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
荒木睦子後援会	村上 史子	代表者の氏名	村上 史子	平方 義之	平成29年7月7日
育栄政経研究会	岩下 栄一	主たる事務所の 所在地	熊本県熊本市中央区 水前寺3丁目29番3号 協和コーポ103	熊本県熊本市中央区 水前寺3-8-10-601	平成28年5月3日
内野こうき菊水後援会	内野 幸喜	主たる事務所の 所在地	熊本県玉名郡長洲町 清源寺393-1	熊本県玉名郡和水町 長小田326番地2	平成29年5月29日
		代表者の氏名	内野 幸喜	津口 昌一	平成29年5月29日
江頭実後援会	江頭 実	主たる事務所の 所在地	熊本県菊池市隈府 913-6	熊本県菊池市隈府58	平成29年7月10日

落水清弘市政改革推進会	落水 清弘	会計責任者の氏名	山本 典之	平田 信幸	平成29年3月31日
熊本から民主主義を！ 県民の会	園田 昭人	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市北区 武蔵ヶ丘6丁目3-30	熊本県熊本市南区 南高江6丁目6-13	平成28年8月1日
		国会議員関係 政治団体の区分	国会議員関係政治団体 以外の政治団体	法第十九条の七第一項 第二号に係る国会議員 関係政治団体	平成28年5月15日
熊本県獣医師連盟	穴見 盛雄	政治団体の名称	熊本県獣医師連盟	熊本県獣医師政治連盟	平成29年6月1日
熊本県電工政治連盟	汐田 康博	代表者の氏名	汐田 康博	一 祥雅	平成29年8月17日
熊本県木材産業 政治連盟	鎌本 行廣	代表者の氏名	鎌本 行廣	児玉 文雄	平成29年6月1日
国際勝共連合 熊本県本部	稲富 安信	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市東区 下南部3丁目11-78	熊本県熊本市東区尾ノ上 2-9-21-A144	平成29年8月29日
		代表者の氏名	稲富 安信	緒方 憲一	平成29年8月29日
		会計責任者の 氏名	稲富 安信	緒方 憲一	平成29年8月29日
島田かずみ後援会	北田 良一	代表者の氏名	北田 良一	岡村 久男	平成29年5月27日
		会計責任者の 氏名	吉田 和功	北田 良一	平成29年5月27日
政治結社地天海	福田 照	代表者の氏名	福田 照	宮川 秀信	平成29年8月28日
		会計責任者の 氏名	岡嶋 知幸	杉田 和彦	平成29年8月28日
寺本よしかつ後援会	福岡 篤	代表者の氏名	福岡 篤	大澤 一史	平成29年7月1日
		会計責任者の 氏名	鶴山 夏美	寺本 振武	平成29年7月1日
西信八郎後援会	下原 拓義	代表者の氏名	下原 拓義	尾方 崇	平成29年7月10日
西濱和博後援会	杉原 篤	代表者の氏名	杉原 篤	入田 勝之	平成29年6月25日
日本行政書士 政治連盟熊本県支部	坂田 圭佑	代表者の氏名	坂田 圭佑	加藤 誠一	平成29年5月28日
野口修一後援会	岡崎 俊克	代表者の氏名	岡崎 俊克	上田 正二	平成29年6月4日
橋本幸一後援会	梅田 行憲	主たる事務所の 所在地	熊本県八代市東陽町 南3437	熊本県八代市東陽町 北471	平成29年7月15日
福嶋安徳後援会	中川 重澄	主たる事務所の 所在地	熊本県八代市千丁町 太牟田1461-5	熊本県八代市千丁町 太牟田1461-1	平成29年6月2日
藤本たかひで後援会	河原 伸一	代表者の氏名	河原 伸一	林田 敏夫	平成29年1月9日
ますだかずき後援会	米本三千雄	代表者の氏名	米本 三千雄	早田 武郎	平成29年5月1日
みぞみ友一後援会	中山 靖朗	代表者の氏名	中山 靖朗	野方 誠一	平成29年7月12日
八代市民ファースト 幸村香代子と住みたい まちをつくる会	幸村香代子	政治団体の名称	八代市民ファースト 幸村香代子と住みたい まちをつくる会	幸村香代子と 住みたいまちをつくる会	平成29年7月18日

※「異動年月日」は届出が行われた年月日ではなく、異動事項が発生した年月日になります。

熊本県選挙管理委員会告示第46号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年10月13日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

政治団体解散届

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
えざき悟後援会	藤本 孝吉	平成28年12月31日
岸川幸生後援会	山田 宏	平成28年8月1日
田中勝毅後援会	斉藤 輝昭	平成28年12月31日
町民主役の多良木町づくりをめざす会	松本 照彦	平成29年3月31日

はっとり香代後援会	荒尾 智恵子	平成29年5月13日
松岡とおる後援会	立石 武博	平成28年12月30日
迎五男後援会	上嶋 誠	平成28年12月31日

※「解散年月日」は届出が行われた年月日ではなく、政治団体が解散した年月日になります。

熊本県選挙管理委員会告示第 4 7 号

政治資金規正法（昭和 2 3 年法律第 1 9 4 号）第 1 9 条第 2 項の規定による資金管理団体の指定の届出があったので、同法第 1 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成 2 9 年 1 0 月 1 3 日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

資金管理団体指定届

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
江田 康幸	衆議院議員	江田康幸後援会	熊本県熊本市東区西原1丁目22番40号	平成29年7月1日

熊本県選挙管理委員会告示第 4 8 号

政治資金規正法（昭和 2 3 年法律第 1 9 4 号）第 1 9 条第 3 項第 3 号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第 1 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 2 9 年 1 0 月 1 3 日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

資金管理団体届出事項の異動届

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
岩下 栄一	育栄政経研究会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市中央区水前寺3丁目29番3号協和コーポ103	熊本県熊本市中央区水前寺3-8-10-601	平成28年5月3日
江頭 実	江頭実後援会	主たる事務所の所在地	熊本県菊池市隈府913-6	熊本県菊池市隈府58	平成29年7月10日
幸村 香代子	八代市民ファースト幸村香代子と住みたいまちをつくる会	政治団体の名称	八代市民ファースト幸村香代子と住みたいまちをつくる会	幸村香代子と住みたいまちをつくる会	平成29年7月18日

※「異動年月日」は届出が行われた年月日ではなく、異動事項が発生した年月日になります。

熊本県選挙管理委員会告示第 4 9 号

政治資金規正法（昭和 2 3 年法律第 1 9 4 号）第 1 9 条第 3 項第 2 号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第 1 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成 2 9 年 1 0 月 1 3 日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

資金管理団体でなくなった旨の届

法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
松本 照彦	町民主役の多良木町づくりをめざす会	平成29年3月31日